

## 議 事 内 容

- 専務理事 第 79 回常設審議委員会の定刻となりました。  
はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 議長 それでは、ただいまから第 79 回常設審議委員会を開会いたします。  
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 14 名の出席をいただいております。  
常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (資料 1 により報告)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・8 件、県からの意見聴取が農地法第 41 条・1 件のほか、「令和 5 年度農林水産関係予算概算要求の概要について」を議題としています。  
どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。  
議事録署名者として、〇〇市(町)・〇〇委員と〇〇市(町)・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。

一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長　　まず、〇〇農業委員会から、4-1の案件について説明をお願いします。

〇〇農業委員会　（整理番号4-1について、資料に沿って説明）

議長　　次に、〇〇農業委員会から4件続けてお願いします。

〇〇農業委員会　（整理番号5-1～5-4について、資料に沿って説明）

議長　　次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会　（整理番号5-5について、資料に沿って説明）

議長　　次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会　（整理番号5-6、5-7について、資料に沿って説明）

議長　　次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会　（整理番号5-8について、資料に沿って説明）

議長　　農地法第4条関係1件、第5条関係8件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長　　はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同　（意見・質問等なし）

議長　　ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員　（全員挙手）

議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	8ページの地図で、申請地と県道の間水路がありますが、橋で繋がるのでしょうか。それと、11ページの赤枠は下の方の県道のところまで入るのでしょうか。
〇〇農業委員会	この開発につきましては南側の県道が接道となります。土地利用計画図では下まで書いてありますが、航空写真の方には下の方の通路の部分の農地の囲みがなくてすみません。こちらの下の方まで今回の転用の開発区域となります。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	13ページに里道外 115.00 m <sup>2</sup> 含むとありますが、里道は多分市(町)の管轄でしょう。これは買収するのか、それとも残すのか。買収するのであれば、この中に買収費が上がってくるはずですよ。これはどうされるのですか。
〇〇農業委員会	この分については払い下げということで用途廃止の申請は出ているんですけども、その分を開発道路に組み込むので寄付するということが無償と聞いております。

〇〇委員 市（町）の方が寄付するということですか。里道はどこが管理しているのですか。

〇〇農業委員会 里道は市（町）の方ですけれど、いったん払い下げで開発業者が受け取ります。開発道路が市（町）道になるのですが、そこに貼り付けるので、その分を寄付するから無償でいいということで聞いております。

〇〇委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 （意見・質問等なし）

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 （全員挙手）

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 地元説明会というものはあって、地元から承認はいただいているものかお尋ねします。

〇〇農業委員会 地元の自治会長及び生産組合長から同意を取られております。

〇〇委員 ここは見れば宅地の真ん中ですから、地元説明会で同意があったのかをお尋ねしております。

〇〇農業委員会 地元説明会はされていないんですけど、自治会長に説明されて、地元の総意ということで同意はもらわれているところです。

- 〇〇委員      それはおかしいと思います。いくら権限のある人でも、地元の人達に説明をした上でないと、何かあったときに責任を取らないといけなくなります。農業委員会も困るのではないですか。
- 〇〇農業委員会      現地は地図で見ると平坦になっていますが、周りの住宅より高い位置にありまして、北側と西側も擁壁で囲まれております。実際に現地に行くと、そこまで住宅地に近いという感じはせず、ここだけ丘の上のようになっています。
- 〇〇委員      そう言われますが、地元から苦情があったときに農業委員会の全責任になりますよ。
- 〇〇農業委員会      申請が上がってきた以上審査をしないといけませんが、農地法上不許可にする要件がありませんので。
- 〇〇委員      今説明がありましたように、ここはなだらかな傾斜になっており、周辺には被害等の問題は発生しないのではないかなと思います。生産組合長、自治会長の同意はもらっていますので、その辺は考慮してもらえたらと思います。
- 〇〇委員      〇〇市（町）の場合は、太陽光については環境条例で市（町）の方も現地を見て確認するようなことになっております。そういうのは〇〇市（町）さんにはないのですか。
- 〇〇農業委員会      〇〇市（町）はそういったものは設置しておりません。この案件については、調査会で申請人をお呼びして意見の聴取をしています。何かあった場合には、地元と協議の上、太陽光発電の維持管理を含め迷惑が掛からない形で管理していくことを言われていますので、苦情があった場合には事業者にお伝えして対応をしてもらうように農業委員会事務局の方からは意見を言っていきたいと思っております。
- 議長      他にございませんか。
- 委員一同      （意見・質問等なし）
- 議長      ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	申請人はカーセンターと書かれていますが、不動産業もされているのですか。
〇〇農業委員会	不動産業もされております。元々は自動車販売ですが、今は不動産がメインです。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の店舗及び自動車整備工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 賃借権の期間は何年ですか。

〇〇農業委員会 30年間になっておりまして、その後は協議の上更新するとなっております。

〇〇委員 自動車の修理工場とか洗車場が計画されておりますけれど、油処理関係はどういう計画をされているのでしょうか。

〇〇農業委員会 油水分離槽の設置を計画されておりまして、油についてはそこで分離され、除去された水は敷地内側溝に流れます。

〇〇委員 油水分離槽はどこに計画されているのですか。

〇〇農業委員会 油水分離槽については農業委員会や開発の方から指摘をしまして、設置はされると聞いておりますけれども、その容量等を関係各課と協議をされて決定の後設置場所を決めるということで、今現在のところはこの図面には落ちておりません。

〇〇委員 実際に工場の建設をされるときには設置されるということですね。

〇〇農業委員会 そうですね、工事をされるまでには必ず設置されますし、容量等が決まった段階で改めて図面を出してもらえと思っています。

〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員 この辺りの賃借料の額はどこもこのくらいですか。

〇〇農業委員会 航空写真に転用済や転用許可済の記載をしているところについては所有権移転になっておりまして、自動車会社関連では初めての賃借権になりますが、そんなに大きくずれてはいないのかなと思っています。

〇〇委員 はい、ありがとうございます。

〇〇議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
〇〇議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の賃貸住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	農地区分の該当事項に、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地と特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地の2種類ありますが、その各々の面積はどのようになっているのでしょうか。それと、場所を教えてください。
〇〇農業委員会	場所は47ページに記載しております。面積は、10ha以上の方が3,513㎡、土地改良の方が869㎡です。
〇〇委員	はい、分かりました。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付き売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。



委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係8件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	続きまして、農地法第41条に基づく意見聴取に入ります。県農業経営課より説明をお願いします。
県農業経営課	(整理番号41-1の案件について説明。)
議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	補償金58,000円を払ったら誰でもいいわけですか。
県農業経営課	実際この土地を耕作したいという方がいらっしゃるの、その方が払う形になります。
〇〇委員	58,000円は一時金だけでいいのですか。
県農業経営課	5年間で58,000円となっております。この金額は、この地区の賃借料の平均値等から定められた金額になります。
〇〇委員	今誰も親族等がいらっしゃらないということですが、この土地を買いしたいということになったときは、農業委員会を通して市(町)の方で公告を出せばいいのか、公社を通すのか、どういう形になるのですか。こういったことは県内各地でありますので、我々も対応をどうするのか知っておきたいです。

県農業経営課 今の制度では買うということはできないので、借りる形になります。これは5年間という案件なんですけれども、今のところ法律では最長20年間、来年法改正があって40年間借りることができることになります。

〇〇委員 ということは売買はできないということですね。

県農業経営課 今のところはそうです。

〇〇委員 ここは田ですから固定資産税が発生しますが、今は固定資産税を取っていないと思いますけど、この供託金のなかから行政は固定資産税を徴収するということになるのですか。

〇〇委員 同じことですが、うちの辺もまだ基盤整備事業の負担金が残っています。だから誰かが払ってくれないと困るのですが、耕作者が払うのでしょうか。

〇〇委員 〇〇〇〇さんは亡くなっておられるわけですね。この人名義ということですか。

県農業経営課 今のところ登記は〇〇〇〇さんのままとなっています。

〇〇委員 後継者がいないときは国のものになるのではないですか。管理者は誰になるのですか。

県農業経営課 今回は所有者不明ということになります。

〇〇委員 そういうときは弁護士さんが入って処理されるとかを聞いたことがあるのですが、そういうことじゃないんですか。そしたら、この申請そのものは農業委員会が出したということですか。

県農業経営課 農業委員会から公社に上がってきて、公社から県に上がってきています。

〇〇委員 こういうことはこれからたくさん出てくると思います。作っていくための費用、基盤整備や水路の事業、税金の問題にしたって、借主は払わなくていいのか、そこを私たちに分かるように説明してほしいです。

県農業経営課	農業公社の方では、賃料でのやり取りのみになります。ですので、固定資産税や土地改良の賦課金などを公社の方から支払うことはありません。
〇〇委員	私がおもうに、新しく借りる人が出てきたので、亡くなった人に代わって公社がこのお金を預かって耕作される、それでいいねという話ですよ。
県農業経営課	はい、そのとおりです。
〇〇委員	その状況を言わないから皆さん分かりません。
〇〇委員	これは5年間ですよ。20年となれば20万円位払わなければならないということですか。毎年払うのではなくて、一時金で払うことになるのですか。
県農業経営課	払い方は一括でも毎年払ってもいいです。ただ、農地中間管理機構は一括して供託するという仕組みになっています。そこは実際借りられる方と調整することになります。
〇〇委員	中間管理機構は一時金でしか扱わないということですか。
県農業経営課	今の法律の仕組みはですね。ですから、バンクの方ではもう少し制度を改正してくれという話はしています。
〇〇委員	一時金でしか受け付けないなら借りる人がちょっときついなと思いついて。分かりました。
議長	他にご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として県知事に回答いたします。
議長	続きまして、次の項目に移ります。

「令和5年度農林水産関係予算概算要求の概要」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料2により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問等)

議長 最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。

農業会議事務局 (資料3により説明。)

議長 それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

〇〇委員 皆さま、お疲れさまでした。  
次回は11月15日となりますので、ご予定をお願いします。

---

15時05分